

官庁施設の基本的性能基準(対浸水性)の改定概要

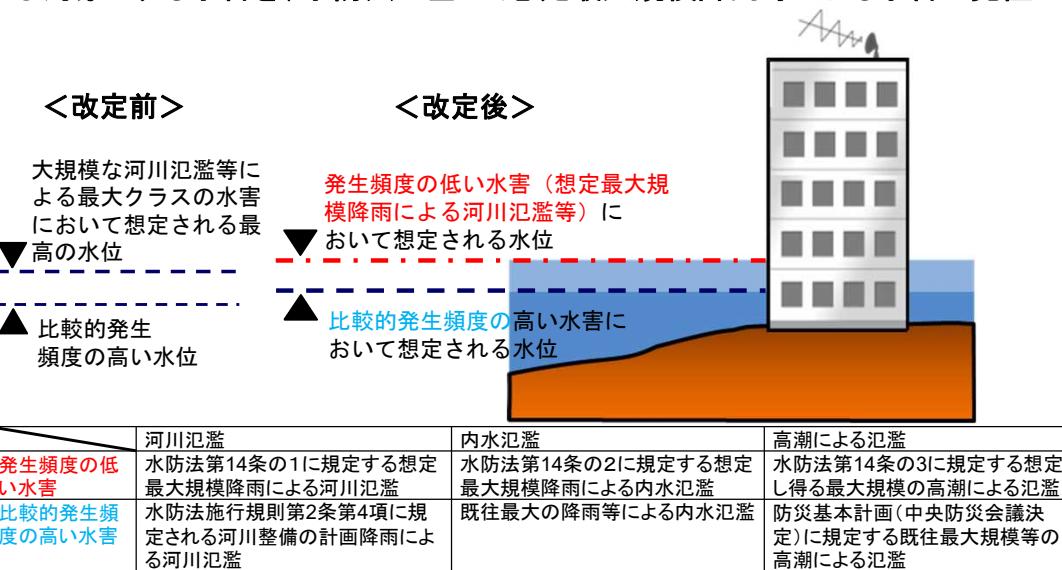
改定の背景

- 近年の大震では、内水氾濫が各地で生じ、令和元年の台風19号では堤防決壊等による洪水も生じており、広範な浸水被害がみられ、官庁施設においても対応が必要。
- H27年の水防法改正により、想定最大規模の降雨等に対応した浸水想定区域の指定が進んでおり、災害応急対策活動を行う官庁施設においても想定最大規模降雨等による水害に対策を講ずることを明確化。

改定概要

1. 対策の対象となる水害の改定

- 対象とする水害を、水防法に基づく想定最大規模降雨等による水害に見直し



それぞれの水害において想定される水位は、水防法第14条に基づく浸水想定区域のほか、水防法第15条第3項に基づくハザードマップ、過去の浸水記録等をもとに設定する。

2. 対策の対象とする室等の分類の見直し

- 水害発生時の災害応急対策活動に必要な室等とその他の室等の2分類に見直し

分類	I	II	III	IV
対象とする室等	一時的な避難場所として利用される室等	災害応急対策活動のために必要な室	損失等が許されない財産・情報等を保管する室	分類I、II及びIIIに該当しない室等
分類	I	II	II	
対象とする室等	災害応急対策活動のために必要な室等	分類Iに該当しない室等		

・一時的な避難場所として使用される室等については、水害発生時においては指定緊急避難場所等への避難を基本として、必要な場合は性能を個別に設定する。

・損失等が許されない重要な財産・情報を保管する室については、浸水想定区域外に保管することを基本とし、必要な場合は性能を個別に設定する。

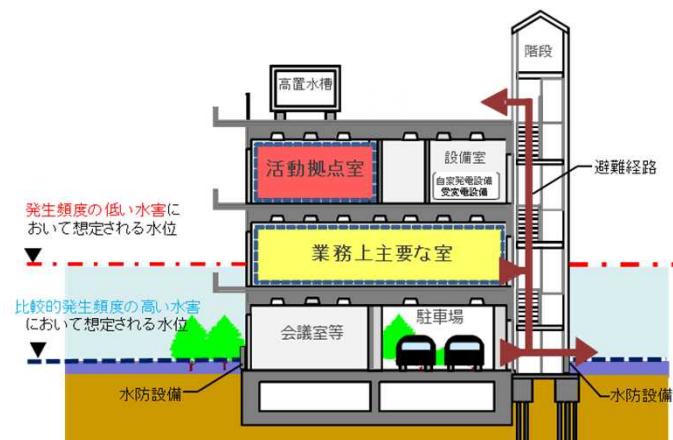
官庁施設における浸水対策

■水害発生時の災害応急対策活動に必要な官庁施設における対策

- 発生頻度の低い水害**に対して、
災害応急対策活動等を円滑に行う上で支障となる浸水の防止
 - (1) 拠点の確保 : 活動拠点室等の想定される水位より高い階への設置
活動に必要な室への浸水の防止措置
 - (2) 設備機能の確保 : 受変電設備、自家発電設備等の想定される水位より高い階への設置等

○**発生頻度の低い水害、比較的発生頻度の高い水害**のいずれに対しても、 **安全な避難の確保**

- (1) 避難の確保 : 避難経路の確保、誘導可能な放送設備等の設置
- (2) 感電防止等 : 感電防止措置、危険物の流出防止措置



<イメージ図>